

平成 23 年 3 月 11 日

周波数オークションの導入に関する提案の募集

総務省では、周波数オークションの我が国での導入に関して検討を行うため、「周波数オークションに関する懇談会」（座長：三友 仁志 早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授）を開催しています。

今般、同懇談会での検討に資するため、周波数オークションを導入する際に検討すべき論点について、平成 23 年 3 月 12 日（土）から同年 4 月 8 日（金）までの間、広く提案を募集します。

1 趣旨

総務省は、平成 23 年 3 月 2 日（水）から「周波数オークションに関する懇談会」（以下「懇談会」）を開催し、周波数オークションの我が国での導入に関して検討を始めました。

今般、懇談会での今後の検討に資するため、周波数オークションを導入する際に検討すべき論点について提案を募集します。

2 提案募集について

（1）募集対象

以下について、提案をお寄せください。

- ① 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別紙 1 に掲げる事項に追加すべきもの（別紙 1 に掲げる事項の修正を含む。）
- ② 別紙 1 に掲げる論点又は上記①により提案を行った論点に対する考え方

（2）提出期限

平成 23 年 4 月 8 日（金）17 時（必着）

詳細については、別紙 2 の募集要領をご覧ください。

なお、本提案募集については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

3 留意事項

（1）提案の取扱い

提出された提案は、懇談会における検討の参考とさせていただきます。提案内容については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。その際、提出された方

の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表します。これらの公表に不都合がある場合は事務局まで御連絡ください。

なお、提案に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

（２）提案内容の聴取

懇談会において、提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から説明していただくようお願いすることがあります。説明をお願いする場合は、事務局より提案者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、懇談会の聴取に参加されるに当たり発生する交通費等は支給されません。

4 提案の提出先

周波数オークションに関する懇談会事務局

（総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課）

担当：藤波補佐、平松周波数調整官、松田専門職、瀬田第一計画係長

電話：03-5253-5875（直通）

F A X：03-5253-5940

E-mail：auction_kentou_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

〈 関係報道発表 〉

○「周波数オークションに関する懇談会」の開催（平成23年2月24日）

URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_01000018.html

〈 お問い合わせ先 〉

総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担当：藤波補佐、平松周波数調整官、
松田専門職、瀬田第一計画係長

電話：03-5253-5875（直通）

F A X：03-5253-5940

E-mail：auction_kentou_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

1 導入目的

「電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用」、「免許手続きの透明性確保」、「国民共有の財産を国民全体のために活用」等、オークションの導入目的は何か。

2 払込金の法的性格

電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由は何か。
(税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討も必要。)

3 収入の用途

一般財源か、特定財源か。

4 対象範囲

- ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。
- ②再免許時にオークションを行うか。

5 制度設計

(1) 以下のような懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか。

- ①落札額が高騰しないか。
- ②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。
- ③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。

(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか。

- ①オークション参加資格
- ②入札すべき内容(払込金の絶対額等)
- ③最低落札価格の設定の是非、設定方法
- ④入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)
- ⑤一定のエリアカバー率の義務付け
- ⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け
- ⑦落札者による払込金の納付方法
- ⑧落札者における払込金の会計処理方法
- ⑨談合等不正行為の防止方法

6 二次取引

・二次取引(転売)を認めるべきか。

7 電波利用料制度との関係

・オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方

8 免許制度との関係

- ①オークションと免許制度の関係の整理
- ②免許の有効期間(現行5年)の見直し

9 その他

・外国資本の位置づけ

提案募集要領

周波数オークションに関する論点について提案される方は、下記により提案を提出してください。

記

1. 提案提出フォーマット（別添 1 「周波数オークションの導入に関する提案募集の提出フォーマット」）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にて御提出ください。
2. 提案を補足する資料があれば、A 4 判（様式自由）で添付してください。
3. 提出期限は、平成 23 年 4 月 8 日（金）17 時（必着）とします。

4. 提出方法

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、F A X、持参又は郵送の場合、提出頂いた提案を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際は協力願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：auction_kentou_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。）

周波数オークションに関する懇談会 事務局宛

なお、電子メールの受取可能最大容量は 5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【F A X の場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5875

F A X 番号：03-5253-5940

周波数オークションに関する懇談会 事務局宛

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課

周波数オークションに関する懇談会 事務局宛

5. 留意事項

(1) 提案の取扱い

提出された提案は、懇談会における議論の参考とさせていただきます。提出された提案については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表いたします。これらの公表に不都合がある場合は、事務局まで御連絡ください。

なお、提案に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

(2) 提案内容の聴取

懇談会において、提出された提案内容の詳細を把握するため、説明していただくことがあります。説明を求める場合は、事務局より提案者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

6. その他

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提案内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

以上

周波数オークションの導入に関する論点の提案募集の提出フォーマット

平成 年 月 日

※赤字は留意事項です。提出の際にはすべて削除してください。

組織名及び 代表者氏名	
住 所	
連絡先	担当者氏名： 電話： F A X： e-mail：

※提出する組織の名称（企業名、大学名等）及び組織の代表者氏名をご記入ください。

共同で提案する場合には、連名でご記入ください。

※提案内容等に関し、問い合わせることや検討会における説明を依頼することがあります。

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	※各論点には、番号（ア、イ、など）を付してご記入ください。	
2. 論点に対してどのように考えるか。 （※）別添2を参照し、該当する論点の番号をご記入ください。項目1で提案した論点については、その番号をご記入ください。	番号	ご意見
3. その他 （留意事項や情報提供など）		

1 導入目的

「電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用」、「免許手続きの透明性確保」、「国民共有の財産を国民全体のために活用」等、オークションの導入目的は何か。

2 払込金の法的性格

電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由は何か。
(税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討も必要。)

3 収入の用途

一般財源か、特定財源か。

4 対象範囲

- ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。
- ②再免許時にオークションを行うか。

5 制度設計

(1) 以下のような懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか。

- ①落札額が高騰しないか。
- ②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。
- ③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。

(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか。

- ①オークション参加資格
- ②入札すべき内容(払込金の絶対額等)
- ③最低落札価格の設定の是非、設定方法
- ④入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)
- ⑤一定のエリアカバー率の義務付け
- ⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け
- ⑦落札者による払込金の納付方法
- ⑧落札者における払込金の会計処理方法
- ⑨談合等不正行為の防止方法

6 二次取引

・二次取引(転売)を認めるべきか。

7 電波利用料制度との関係

・オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方

8 免許制度との関係

- ①オークションと免許制度の関係の整理
- ②免許の有効期間(現行5年)の見直し

9 その他

・外国資本の位置づけ